

年企発 1006 第 2 号
令和 5 年 10 月 6 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定給付企業年金に係る規約の承認及び認可事務等については、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号。以下「承認認可基準通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和 5 年政令第 300 号）及び「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 129 号）が公布されたこと等を踏まえ、承認認可基準通知の別紙 1 について、別添のとおり一部を改正し、令和 5 年 10 月 16 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）

新旧対照表

新			旧		
(別紙 1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準			(別紙 1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
2-6. 公告に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 基金が行う公告の方法が定められていること。 基金においてウェブサイトへの掲載による公告を行っていない場合は、行うことを要しない場合に該当すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の設立、名称等の変更、合併又は分割、解散時等の公告は、官報への掲載、各事務所の掲示板への掲示及び基金のウェブサイトへの掲載により行うものであること。（令第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 53 条の 2、第 58 条、第 59 条、第 63 条第 2 項及び第 64 条） 基金のウェブサイトへの掲載による公告は、基金の加入者の数が 1000 人未満である場合又は基金が自ら管理するウェブサイトを有していない場合は、行う事を要しないこと。（規則第 14 条の 3） 	2-6. 公告に関する事項	(新設)	(新設)